

学校法人高橋学園 部活動ガイドライン（部活動の方針）

1. 適切な部活動運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

○校長は、学園の建学の精神を踏まえ、「学校法人高橋学園 部活動ガイドライン」（以下「本方針」という）に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

○部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

（2）指導・運営に係る体制の構築

○校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、健康等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適切な数の部を設置する。

○校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2. 合理的でかつ効率的な活動の推進のための適切な指導の実施

○校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、スポーツ庁および文化庁が示した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学園は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

○部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の活動等が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。あわせて、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が熱意をもって技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目・分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3. 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

○原則として、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする(活動前後の準備時間を除く)。

○校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

○休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通または学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

○上記の活動時間、休養日については、中学校の部活動を想定した基準とし、高等学校においても原則として適用する。ただし、高等学校においては、中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じ、競技種目・分野の特性も踏まえた多様な形で、適切に実施することとする。

2019年(平成31年)4月1日制定